

宇都宮市立上河内図書館 消防設備保守点検業務委託仕様書

1 目的

本業務は、消防用設備等の機能を最良の状態に保つための保守点検を行い、緊急事態発生時に異常無く完全に作動させることを目的とする。

2 一般事項

(1) 提出書類

受託者は、下記書類を提出日までに委託者に提出すること。

ア 作業工程表	・・・・・・・・	契約後 14 日以内
イ 業務主任者届	・・・・・・・・	//
ウ 作業計画書（要領書）	・・・・・・・・	//
エ 現場作業組織表	・・・・・・・・	//
オ 緊急連絡表	・・・・・・・・	//
カ 作業日報及び写真，点検業務結果報告書	・・・・・・・・	作業完了後
キ その他必要な書類	・・・・・・・・	指示による

(2) 環境への配慮

国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律（平成 12 年法律第 100 号）第 6 条の基本方針を適用する。

(3) 本仕様書に記載のない事項への対応

① 本仕様書に記載のない事項については、国土交通省大臣官房官庁営繕部監修の建築保全業務共通仕様書（令和 5 年版）（以下「国仕様書」という。）の記載のとおりとする。

② 本仕様書及び国仕様書に記載のない事項については、委託者と協議のうえ決定する。

(4) 疑義

本仕様書の記載事項に疑義が生じた場合は、委託者と協議のうえ決定する。

3 関係法令等の遵守

受託者は、業務の実施に当たり、適用を受ける関係法令等を遵守し、業務の円滑な遂行を図ること。

4 保守点検

(1) 点検時期

ア 機器点検	6 月ごとに 1 回
イ 機器点検・総合点検	1 年ごとに 1 回

(2) 点検及び報告

別紙による。

(3) 点検の実施

- ① 実施日程については、事前に委託者と協議し、承諾を受けること。
- ② 点検の実施の前に、委託者から劣化及び故障状況を聴取し、点検の参考とすること。
- ③ 点検の実施に際し、施設利用者の安全に十分注意するとともに、施設の円滑な運営及び職員等の業務に支障がないよう、作業すること。
- ④ 点検及び保守を行うに当たり、作業の対象及びその周辺に汚損等の損害を与えることのないよう、適切に養生すること。
- ⑤ 業務に必要な点検用資器材は、当該事項専用のものを使用するとともに、校正が必要な測定機器等は適正に校正を行うものとし、受注者の負担により用意すること。

(4) 業務完了の確認

作業日報及び写真、点検業務結果報告書にて行う。

(5) 業務遂行上の義務

- ① 細心の注意を払い業務に当たること。
- ② 事故のないように十分注意すること。
- ③ 点検数量に相違がある場合、関連する機器については、本業務に含むものとする。

※ 自家発電設備の点検は自家用電気工作物保安管理業務委託での施設停電時に1年に1回、実負荷運転を行うこと。ただし、実負荷運転が困難な場合は疑似負荷装置による運転または内部観察等を実施し、別委託とする。ただし、予防的な保全策が講じられている場合は6年に1回の点検とする。
参考：消防用設備等の点検の基準及び消防用設備等点検結果報告書に添付する点検票の様式の一部を改正する件（平成30年消防庁告示第12号）

5 故障等の対応

- ① 異常を発見した場合は、直ちに同様な異常の発生が予想される箇所の点検を行うこと。
- ② 点検結果に基づき、劣化又は異常の状態に見合った適切な措置を受注者の責任において行うものとする。ただし、劣化又は異常の状態が著しく、措置の内容が高度又は専門の技術等を要すると判断される場合は、委託者と協議すること。
- ③ 脱落、落下または転倒の恐れがある場合や、継続使用することにより、著しい損傷または関連する設備機器等に影響を及ぼすことが想定される場合は、簡易な方法により応急措置を講ずるとともに、速やかに委託者に報告すること。
- ④ 故障等が発生した場合は、直ちに技術者を派遣し、被害拡大の防止に必

要な応急措置を講ずるとともに、必要に応じて臨時に点検を行うほか、故障等の原因を調査、報告し、再発防止についてとるべき措置を助言すること。

- ⑤ 落下、飛散等の恐れがある場合は、その区域を立入禁止にする等の危険防止措置を講ずるとともに、速やかに委託者に報告すること。
- ⑥ 応急措置及び危険防止措置にかかる費用は、委託者との協議による。

○点検及び報告

1 消防用設備等

消防用設備等点検及び報告は、消防法第17条の3の3（消防用設備等についての点検及び報告）及び消防法施行規則第31条の6（消防用設備等又は特殊消防用設備等の点検及び報告）並びに消防庁告示第9号（消防法施行規則の規定に基づき、消防用設備等又は特殊消防用設備等の種類及び点検内容に応じて行う点検の期間、点検の方法並びに点検の結果について報告書の様式を定める件）、消防庁通知消防予第172号（消防用設備等の点検要領の全部改正について）等関係法規に基づき行うこととする。設備ごとの点検方法は、消防庁告示によるところとする。

2 建築基準法関係防災設備

建築基準法関係防災設備の点検及び報告は、建築基準法第8条第1項（維持保全）及び、12条第2項・第4項（報告、検査等）並びに国土交通省告示第723号で定められた様式に基づき行うこととする。

3 設備概要

「別紙」による。

4 作業項目及び作業内容等

- ① 消防用設備等の種類別の点検資格、点検周期は、表1による。
- ② 建築基準法関係防災設備の種類別の点検資格は、表2による。
- ③ 非常用照明装置の作業項目及び作業内容は、表3による。
- ④ 防火設備の作業項目及び作業内容は、表4による。
- ⑤ 防火ダンパーの作業項目及び作業内容は、表5による。
- ⑥ 排煙設備の作業項目及び作業内容は、表6による。
- ⑦ その他の避難設備等の作業項目及び作業内容は、表7による。

5 周期の表記

- ① 6Mは、6月ごとに1回行うものとする。
- ② 1Yは、1年ごとに1回行うものとする。

表1 消防用設備等の種類別の点検資格、点検周期

消防用設備等の種類		点検資格		点検周期	
		消防設備士 (甲種・乙種)	消防設備 点検資格者	機器 点検	総合 点検
消防の用に供する設備	消火設備	消火器具	第6類	第1種	6M 1Y
		屋内消火栓設備、屋外消火栓設備、スプリンクラー設備、水噴霧消火設備	第1類		
		泡消火設備	第2類		
		不活性ガス消火設備、ハロゲン化物消	第3類		

		火設備，粉末消火設備					
		動力消防ポンプ設備	第1類，第2類				
	警報設備	自動火災報知設備，ガス漏れ火災警報設備	第4類	第2種	6 M	1 Y	
		漏電火災警報器	第7類				
		消防機関へ通報する火災報知設備	第4類				
		非常警報設備	第4類，第7類			1 Y	
	避難設備	避難器具（すべり台，避難はしご，救助袋，緩降機，避難橋その他）	第5類	第2種	6 M	1 Y	
		誘導灯及び誘導標識	第4類，第7類（注1）				
	消防用水		第1類，第2類	第1種	6 M		
	必要な施設	消火活動上	排煙設備	第4類，第7類	第2種	6 M	1 Y
連結送水管			第1類，第2類	第1種			
連結散水設備			第1類，第2類	第1種			
非常用コンセント設備，無線通信補助設備			第4類，第7類	第2種			
非常電源・配線等	非常電源専用受電設備，蓄電池設備，自家発電設備（注2），燃料電池設備		非常電源，配線又は総合操作盤が附置される各消防用設備等の点検資格を有する者	6 M	1 Y		
	配線						
	総合操作盤			6 M			

注1）第4類（甲種・乙種）又は第7類（乙種）のうち，電気工事士又は電気主任技術者の免状の交付を受けている者

注2）自家発電設備において実負荷による点検（1年1回）ができない場合は，疑似負荷装置による点検または内部観察等を実施すること。

※本表に記載のない特殊消防用設備等についての点検資格及び点検周期は特記による。

表2 建築基準法関係防災設備等の種類別の点検資格

建築基準法関係防災設備等の種類	点検資格
非常用照明装置 防火ダンパー，排煙設備（自然排煙口を除く）	一級建築士，二級建築士， 建築設備検査員
防火設備	一級建築士，二級建築士， 防火設備検査員
排煙設備（自然排煙口） その他の避難設備等	一級建築士，二級建築士， 特定建築物調査員

表3 非常用照明装置

作業項目	作業内容	周期
1 外観点検	①照明器具の破損，変形及び腐食の有無を点検する。	1 Y
	②照明器具の取付け状態及び使用ランプの適否を確認する。	1 Y
	③充電表示灯（充電モニタ）が点灯（緑色）していることを確認する。	1 Y
	④自主評定マーク（JIL 適合マーク）又は防災性能評定マーク（BCJ マーク）の有無を確認する。	1 Y
	⑤配管，配線等の防火区画の貫通措置の状況を確認する。（隠蔽部分及び埋設部分を除く。）	1 Y
	⑥非常照明の照明の妨げとなる物品等の放置がないことの確認をする。	1 Y
2 機能点検	①ランプの汚れ，劣化等の有無を点検する。	1 Y
	②点検スイッチ又は分電盤等で常用電源から予備電源に切替えた場合，ランプが正常に点灯することを確認する。	1 Y
	③蓄電池設備と自家発電設備併用の場合，切替え時間が適切であるかを確認する。	1 Y
	④電池内蔵形照明器具は定格時間以上（30分又は60分）継続して有効に点灯することを確認する。（48時間以上充電後）	1 Y
	⑤電源別置形照明器具は，予備電源に切替えて30分間以上点灯することを確認する。	1 Y
3 予備電源 （内蔵型を除く）	蓄電池設備及び自家発電設備の点検は，電気設備点検で実施する。	1 Y

表4 防火設備

作業項目	作業内容	周期
(A) 防火戸・防火シャッター		
1 外観点検		
a 建具		
イ 防火戸	①防火戸の周囲に閉鎖上又は避難上障害となる物品等の放置がないことを確認する。	1 Y
	②防火戸が堅固に取付けられていることを確認する。	1 Y
	③建具の変形，さび，腐食，傷，損耗，塗装の劣化及び表面処理の劣化の有無を確認する。	1 Y
	④順位調整器等の金物類の変形，さび，腐食の有無及び取り付け状態の良否を確認する。	1 Y
	⑤常時閉鎖の防火戸が開放状態に固定されていないことを確認する。	1 Y
ロ 防火シャッター	①防火シャッターの周囲に閉鎖上又は避難上障害となる物品等の放置がないことを確認する。	1 Y
ー	②閉鎖時に避難方向の誘導のために設置された表示，方向指示等がはっきり分かることを確認する。	1 Y

	③開閉機構部の油漏れ及びモーターの過熱及び異常音の有無を点検する。	1 Y
	④ブレーキ装置及びリミットスイッチの機能状態の良否を確認する。	1 Y
	⑤軸受部のブラケット、巻取りシャフト及び開閉器の取付け状況を確認する。(常時閉鎖式に限る。)	1 Y
	⑥スプロケットの設置の状況を確認する。(常時閉鎖式に限る。)	1 Y
	⑦軸受部のブラケット、ベアリング及びスプロケット又はロープ車の劣化及び損傷の状況を点検する。(常時閉鎖式に限る。)	1 Y
	⑧ローラチェーン又はワイヤロープの劣化及び損傷の状況を点検する。(常時閉鎖式に限る。)	1 Y
	⑨カーテン部のスラット及び座板の劣化の状況を確認する。	1 Y
	⑩カーテン部の吊り元の劣化及び損傷並びに固定の状況を確認する。	1 Y
	⑪ケースの劣化及び損傷の状況を点検する。	1 Y
	⑫まぐさ及びガイドレールの劣化及び損傷の状況を点検する。	1 Y
b 自動閉鎖装置 (手動閉鎖装置を含む)		
イ 防火戸	①自動閉鎖装置の取り付け状態の良否及び著しい変形、損傷、腐食等の有無を点検する。	1 Y
	②温度ヒューズ付自動閉鎖装置の場合は、規定の温度ヒューズ(72℃)であること並びにヒューズ本体及び取付け部の状態が正常であることを確認する。	1 Y
ロ 防火シャッター	①自動閉鎖装置の取り付け状態の良否及び著しい変形、損傷、腐食等の有無を点検する。	1 Y
	②温度ヒューズ付シャッターの場合は、規定の温度ヒューズ(一般系換気系は72℃、厨房排気系は120℃、排煙ダクト系は280℃)であること並びにヒューズ本体及び取付け部の状態が正常であることを確認する。	1 Y
	③手動閉鎖装置の操作の障害となる物品の放置がないこと及び著しい変形、損傷、腐食等の有無を点検する。	1 Y
ハ 防火シャッターの危害防止装置	①連動中継器の配線の劣化、損傷、脱落の有無を点検する。	1 Y
	②危害防止装置用予備電源の変形、損傷、著しい腐食の有無及び異常音、異臭及び異常な発熱の有無を点検する。	1 Y
	③座板感知部の変形、損傷、著しい腐食の有無を点検する。	1 Y
c 連動制御器		
イ 連動制御器	①変形、損傷、腐食等の有無を確認する。	1 Y
	②電圧計の指示が適正であること又は電源監視用の表示灯が点灯することを確認する。	1 Y
	③結線接続部の端子との接続に緩み、脱落、損傷等の有無を確認する。	1 Y
	④接地線が接地端子に接続されていることを確認する。	1 Y
ロ ランプ、スイッチ	①各表示灯の電球等を点灯させ、著しい光束変化等の有無を確認	1 Y

チ、ヒューズ類	する。 ②スイッチ類の開閉機能及び開閉位置が正常であること及び破損の有無を点検する。 ③ヒューズ類が、規定の種類及び容量のものであることを確認する。	1 Y
ハ 連動機構用予備電源	変形、損傷、著しい腐食の有無及び異常音、異臭及び異常な発熱の有無を点検する。	1 Y
d 感知器 (煙感知器、熱煙複合式感知器及び熱感知器)	①変形、損傷、脱落、腐食等の有無を確認する。 ②設置位置及び設置場所に適応する感知器が設けられていることを確認する。 ③熱感知器の感熱部に機能障害となる塗装等がなされていないことを確認する。 ④煙感知器にあつては塵埃、微粉等が付着していないこと並びに水蒸気及び腐食性ガスの滞留等によって機能上支障となる状況の有無を確認する。	1 Y 1 Y 1 Y 1 Y
2 機能点検		
a 常時閉鎖の防火戸等	各階の主要な常時閉鎖の防火戸等の閉鎖状態を確認する。	1 Y
b 自動閉鎖装置		
イ 防火戸	①温度ヒューズの取り外し又は連動制御器の起動信号により防火戸が正常に作動することを確認する。なお、順送り方式のものにあつては、順送り作動が正常であることを確認する。 ②連動制御器に作動表示がされることを確認する。 ③連動操作器による復旧操作をしない状態で防火戸を閉鎖前の状態にしたとき、自動的に再閉鎖することを確認する。 ④防火戸を閉鎖作動させた後、復帰させた場合の異常の有無を点検し、関係部位が元の状態に戻ることを確認する。	1 Y 1 Y 1 Y 1 Y
ロ 防火シャッター	①シャッター閉鎖用の手動閉鎖装置又は押しボタンによりシャッターの閉鎖及び正常作動を確認する。 ②連動制御器の起動信号により、シャッターの正常作動を確認する。 ③ハンドル、チェーン等は、手動巻き上げ操作が容易であること及び巻き上げ操作中に途中で停止できることを確認する。 ④連動制御器に作動表示がされること確認する。 ⑤閉鎖用音響装置がある場合は、閉鎖中に鳴動することを確認する。	1 Y 1 Y 1 Y 1 Y 1 Y
ハ 危険防止装置	①防火戸の閉鎖時間と防火戸の質量により算出した運動エネルギーが 10 ジュール以下であること及びプッシュプルゲージ等により測定した閉鎖力が 150 ニュートン以下であることを確認する。 ②防火シャッターにあつては、次の状態を確認し、その良否を点検する。 ・試験スイッチ操作等による危険防止装置用予備電源の容量を確認する。	1 Y 1 Y

	<ul style="list-style-type: none"> ・座板感知部の作動による防火シャッターの停止を確認する。 ・防火シャッターの閉鎖時間の測定と防火シャッターの質量により算出した運動エネルギーが 10 ジュール以下であること。 ・座板感知部の作動により防火シャッターを降下停止させ、座板感知部が作動してからの停止距離が 5 cm 以下であること。 ・座板感知部の作動を解除により、防火シャッターが再下降すること。 ・注意喚起装置（標識、音響装置、音声発生装置、注意灯等）が正常であること。 	
c 連動制御器		
イ 連動制御器	①連動作動試験は、感知器の加熱又は加煙試験において当該回線の端末機器を作動させ、作動表示灯の点灯及び音響装置が鳴動することを確認する。	1 Y
	②遠隔操作試験は、端末機器の作動状況点検時において、連動制御器の遠隔操作スイッチを操作し、当該回線の端末機器を作動させ作動表示灯の点灯及び音響装置が鳴動することを確認する。	1 Y
	③付属装置の試験は、感知器又は自動閉鎖装置の作動により他の付属装置等に移報するものは、移報信号が出ることを確認する。	1 Y
ロ 連動機構用予備電源	①試験スイッチ等の操作による予備電源の容量を確認する。	1 Y
	②常用電源から予備電源への切替えが自動的に行われ、かつ、電圧計の指示値又は表示灯が適正であることを確認する。	1 Y
d 感知器	①補償式又は定温式スポット型感知器は加熱試験を行い、作動が確実であることを確認する。（自動試験機能又は遠隔試験機能を有する場合は除く。）	1 Y
	②イオン化式又は光電式煙感知器は、加煙試験を行い、作動が確実であることを確認する。（自動試験機能又は遠隔試験機能を有する場合は除く。）	1 Y
3 総合点検	①煙感知器の感度は、所定の感度試験器により感度が所定の範囲内にあることを確認する。（自動試験機能を有する場合は除く。）	1 Y
	②連動機構用予備電源ごとに、少なくとも 1 以上の防火戸又は防火シャッターについて、予備電源に切り替えた状態で、任意の感知器を作動させ火災表示、音響装置の鳴動が正常であること及び所定の防火戸又は防火シャッターが正常に作動することを確認する。	1 Y
	③次の絶縁抵抗を測定し、その良否を確認する。	1 Y
	<ul style="list-style-type: none"> ・電源回路と大地間 ・端末器回路と大地間（1 回線当り） ・感知器回路と大地間（1 回線当り） 	
(B)耐火クロススクリーン		
1 外観点検		
a 耐火クロススクリーン	①耐火クロススクリーンの周囲に閉鎖上又は避難上障害となる物品等の放置がないことを点検する。	1 Y
	②ローラチェーンの劣化及び損傷の状況を点検する。	1 Y
	③カーテン部の耐火クロス及び座板の劣化及び損傷の状況を点	1 Y

	<p>検する。</p> <p>④カーテン部の吊り元の劣化及び損傷並びに固定の状況を点検する。</p> <p>⑤ケースの劣化及び損傷の状況を点検する。</p> <p>⑥まぐさ及びガイドレールの劣化及び損傷の状況を点検する。</p>	1 Y
b 自動閉鎖装置 (手動閉鎖装置を含む)		
イ 耐火クロススクリーン	<p>①自動閉鎖装置の取り付け状態の良否及び著しい変形、損傷、腐食等の有無を点検する。</p> <p>②手動閉鎖装置の操作の障害となる物品の放置がないこと及び著しい変形、損傷、腐食等の有無を点検する。</p>	1 Y
ロ 危害防止装置	(A)「防火戸・防火シャッター」の当該事項による。	
c 連動制御器	(A)「防火戸・防火シャッター」の当該事項による。	
d 感知器	(A)「防火戸・防火シャッター」の当該事項による。	
2機能点検		
a 自動閉鎖装置		
イ 耐火クロススクリーン	<p>①耐火クロススクリーン閉鎖用の手動閉鎖装置又は押しボタンによりスクリーンの閉鎖、正常作動を確認する。</p> <p>②連動制御器の起動信号により、スクリーンの正常作動を確認する。</p> <p>③ハンドル、チェーン等は、手動巻き上げ操作が容易であること及び巻き上げ操作中に中間で停止できることを確認する。</p> <p>④連動制御器に作動表示がされることを確認する。</p> <p>⑤閉鎖用音響装置がある場合は、閉鎖中に鳴動することを確認する。</p>	1 Y
ロ 危害防止装置	<p>①試験スイッチ操作等による危害防止装置用予備電源の容量を確認する。</p> <p>②座板感知部の作動による耐火クロススクリーンの停止を確認する。</p> <p>③動作方式に応じて、運動エネルギー、停止距離、閉鎖力等が規定値以下であることを確認する。</p> <p>④注意喚起装置（標識、音響装置、音声発生装置、注意灯等）が設けられている場合、装置が正常であることを確認する。</p>	1 Y
b 連動制御器	(A)「防火戸・防火シャッター」の当該事項による。	
c 感知器	(A)「防火戸・防火シャッター」の当該事項による。	
3総合点検	(A)「防火戸・防火シャッター」の当該事項による。ただし、「防火戸又は防火シャッター」を「耐火クロススクリーン」に読み替える。	
(C)ドレンチャー その他水幕を形成する防火設備		
1外観点検		
a ドレンチャー	①設置場所の周囲の作動の障害となる物品等の放置がないこと	1 Y

等	を確認する。	
	②散水ヘッドの塗装，異物の付着等の有無を点検する。	1 Y
	③開閉弁の変形，損傷，著しい腐食等の有無を点検する。	1 Y
	④排水設備の排水が正常に行われることを確認する。	1 Y
	⑤水源の貯水槽の劣化及び損傷，水質，浮遊物，沈殿物の有無並びに規定の水量があることを確認する。	1 Y
	⑥給水装置の変形，損傷，著しい腐食等の有無を点検する。	1 Y
b 加圧送水装置	①ポンプ制御盤のスイッチ類及び表示灯の状況を点検する。	1 Y
	②結線接続部の端子との接続に緩み，脱落，損傷等の有無を確認する。	1 Y
	③接地線が接地端子に接続されていることを確認する。	1 Y
	④ポンプ及び電動機の回転における潤滑油，装置・配管の接続部及び基礎との取り付け部に異常がないかを確認する。	1 Y
	⑤加圧送水装置用予備電源の変形，損傷，著しい腐食等の有無を点検する。	1 Y
	⑥圧力計，呼水槽，起動用圧力スイッチ等の付属装置の変形，損傷，著しい腐食等の有無を点検する。	1 Y
c 作動装置	①自動作動装置の取り付け状態の良否及び著しい変形，損傷，腐食等の有無を点検する。	1 Y
	②手動作動装置の操作の障害となる物品の放置がないこと及び著しい変形，損傷，腐食等の有無を点検する。	1 Y
d 制御器	(A)「防火戸・防火シャッター 1. c. 連動制御器」による。	
e 感知器	(A)「防火戸・防火シャッター」の当該事項による。	
2機能点検		
a ドレンチャー	制御器の起動信号により，ドレンチャー等の正常作動を確認する。	1 Y
b 加圧送水装置	①常用電源の遮断により，加圧送水装置用予備電源に切り替わることを確認する。	1 Y
	②試験スイッチ等の操作により，加圧送水装置用予備電源の容量を確認する。	1 Y
	③圧力計，呼水槽，起動用圧力スイッチ等の付属装置の作動の状況を確認する。	1 Y
c 制御器	(A)「防火戸・防火シャッター 2. c. 連動制御器」による。	
d 感知器	(A)「防火戸・防火シャッター」の当該事項による。	
3総合点検	①煙感知器の感度は，所定の感度試験器により感度が所定の範囲内にあることを確認する。(自動試験機能を有する場合を除く)	1 Y
	②連動機構用予備電源ごとに，少なくとも1以上のドレンチャー等について，予備電源に切替えた状態で，任意の感知器を作動させ火災表示，音響装置の鳴動が正常であること及び所定の防火戸又は防火シャッターが正常に作動することを確認する	1 Y
	③次の絶縁抵抗を測定し，その良否を確認する。	1 Y
	・電源回路と大地間	
	・端末器回路と大地間（1回線当り）	

	・感知器回路と大地間（1回線当り）	
--	-------------------	--

表5 防火ダンパー

作業項目	作業内容	周期
1 外観点検		
a ダンパー本体	①変形、さび、腐食、傷及び損耗の有無を確認する。 ②温度ヒューズの損傷、ビスの緩み及び脱落の有無を確認する。 ③ダンパーのがたつき及び変形の有無並びにダクト接続部のすきま等の有無を点検する。 ④吊金具等による躯体との固定に緩み等のないことを確認する。 ⑤検査口から羽根が確実に閉鎖することを確認する。	1 Y 1 Y 1 Y 1 Y 1 Y
b 自動閉鎖装置	①自動閉鎖装置に著しい変形、損傷等の有無を点検する。 ②温度ヒューズ付自動閉鎖装置の場合は、規定の温度ヒューズであること並びにヒューズ本体及び取付け部の状態が正常であることを確認する。	1 Y 1 Y
c 連動制御器 (FDを除く)	(A)「防火戸・防火シャッター」の当該事項による。	
d 感知器 (FDを除く)	(A)「防火戸・防火シャッター」の当該事項による。	
2 機能点検		
a 自動閉鎖装置	①FDは、次による。 ・手動によりダンパーが円滑に作動することを確認する。 ・ダンパーを閉鎖作動させた後、復帰させた場合の異常の有無を点検し、関係部位が元の状態に戻ることを確認する。 ②FDを除くダンパーは、次による。 ・連動制御器の起動信号によりダンパーが正常に作動することを確認する。 ・順送り方式のものは、順送り作動が正常であることを確認する。 ・連動制御器に作動表示がされることを確認する。 ・ダンパーを閉鎖作動させた後、復帰させた場合の異常の有無を点検し、関係部位が元の状態に戻ることを確認する。	1 Y 1 Y
b 連動制御器 (FDを除く)	(A)「防火戸・防火シャッター」の当該事項による。	
c 感知器 (FDを除く)	(A)「防火戸・防火シャッター」の当該事項による。	
3 総合点検 (FDを除く)	①煙感知器の感度は、所定の感度試験器により感度が所定の範囲内にあることを確認する。(自動試験機能を有する場合を除く。) ②ダンパーの作動と連動し、空調機、送風機等の停止制御を行っている場合は、所定の連動動作が適切に行われることを確認する。 ③次の絶縁抵抗を測定し、その良否を確認する。 ・電源回路と大地間	1 Y 1 Y 1 Y

	<ul style="list-style-type: none"> ・ 端末器回路と大地間（1回線当り） ・ 感知器回路と大地間（1回線当り） 	
--	--	--

表6 排煙設備

作業項目	作業内容	周期
(A)自然排煙口 (排煙窓)		
1 外観点検		
a 排煙窓	①建具のがたつき，緩み等の有無を点検する。	1 Y
	②著しい変形，損傷，さび及び腐食の有無を点検する。	1 Y
	③召合わせ及び気密性の良否を確認する。	1 Y
	④排煙窓の周囲に作動に支障をきたす障害物がないことを確認する。	1 Y
b 防煙壁	①仕上げ，構造等の劣化，損傷及び変形の有無を確認する。	1 Y
	②可動式の場合，機構の作動状況を確認する。	1 Y
c 手動開閉装置	①器具のがたつき，緩み等の有無を点検する。	1 Y
	②著しい変形，損傷及び腐食の有無を点検する。	1 Y
	③手動開放装置を示す表示の有無及びその破損等の有無を確認する。	1 Y
	④排煙窓を動作させるワイヤー，ケーブル等の伝達部に著しい変形，損傷及び腐食が無いことを確認する。	1 Y
	⑤周囲に動作の支障をきたす障害物が無いことを確認する。	1 Y
2 機能点検	①手動開閉装置の操作による排煙窓の作動状況の良否を確認する。	1 Y
	②排煙窓を動作させた後，復帰が円滑に行えることを確認する。	1 Y
(B)機械排煙設備		
1 外観点検		
a 排煙口，可動垂れ壁	①器具のがたつき，緩み等の有無による作動性を点検する。	1 Y
	②著しい変形，損傷，さび及び腐食の有無を確認し防火区画の有効性を点検する。	1 Y
	③周囲に動作の支障となるものがないことを確認する。	1 Y
b 手動開放装置	①器具のがたつき，緩み等の有無を点検する。	1 Y
	②著しい変形，損傷及び腐食の有無を点検する。	1 Y
	③手動開放装置を示す表示の有無及びその破損等の有無を確認する。	1 Y
	④排煙口を動作させるワイヤー，ケーブル等の伝達部に著しい変形，損傷及び腐食並びに煙感知器による誤動作が無いことを確認する。	1 Y
	⑤電気式の場合は，通電表示等が点灯していることを確認する。	1 Y
	⑥周囲に動作の支障となるものがないことを確認する。	1 Y
c 連動制御器	(A)「防火戸・防火シャッター」の当該事項による。	
d 感知器	(A)「防火戸・防火シャッター」の当該事項による。	

e	ダクト (排煙風道)		
イ	ダクト・排気筒	①取付けの状況を確認する。	1 Y
		②裸ダクトの場合は、塗装の剥離及び鉄板の腐食、損傷等の有無を点検する。	1 Y
		③変形の有無を点検する。	1 Y
		④保温材の剥離、損傷等の有無を点検する。	1 Y
		⑤室の給気口及び換気口の取り付け状況を点検する。	1 Y
		⑥風道の取り付け状況を点検する。	1 Y
		⑦給気機又は排気機の設置の状況を点検する。	1 Y
		⑧ダクトと可燃物、電線等との離隔距離を確認する。	1 Y
ロ	接続部	①空気漏れの有無を点検する。	1 Y
		②ボルトの緩み、欠落、損傷等の有無及びガスケットのずれ、損傷等の有無を点検する。	1 Y
ハ	たわみ継手	固定部の緩みの有無を点検する。	1 Y
ニ	吊り及び支持 金物	①腐食、変形等の有無を点検する。	1 Y
		②緩みの有無及び取付けの良否を点検する。	1 Y
ホ	外気取り入れ 口	①取付けの状況を確認する。	1 Y
		②雨水等の防水措置の状況を点検する。	1 Y
ヘ	調理室の換気	①排気筒、排気フード及び煙突の取り付け状況を確認する。	1 Y
		②排気筒及び煙突の断熱の状況を点検する。	1 Y
f	防火ダンパー	「防火ダンパー」の当該事項による。	
g	排煙機		
イ	基礎・固定部	①亀裂、沈下等の有無を点検する。	1 Y
		②固定金具の劣化及び固定ボルトの緩みを点検する。	1 Y
		③防振材の破損等の有無を点検する。	1 Y
		④天井吊りの場合は脱落防止、吊り支持等の金具の緩み及び腐食の有無を点検する。	1 Y
ロ	外観の状況	①設置の状況を確認する。	1 Y
		②汚れの有無を点検する。	1 Y
		③腐食及びボルトの緩みの有無を点検する。	1 Y
		④風道との接続部の破損及び変形の有無を点検する。	1 Y
ハ	電動機	①電動機が外部より調査できる場合は、発熱の異常の有無を点検する。	1 Y
		②回転方向が正しいことを確認する。	1 Y
		③絶縁抵抗を測定し、その良否を確認する。	1 Y
		④運転電流が、定格値以下であることを確認する。	1 Y
ニ	軸受	発熱、異常音及び異常振動の有無を点検する。	1 Y
ホ	Vベルト (電動機直結形を除く。)	緩み、摩耗、損傷等の有無を点検する。	1 Y

へ Vベルトカバー (電動機直結形を除く。)	変形, 損傷等の有無を点検する。	1 Y
ト Vプーリ (電動機直結形を除く。)	①摩耗, 損傷等の有無を点検する。 ②芯だしの良否を点検する。	1 Y 1 Y
チ 羽根車	①汚れ, 変形, 腐食等の有無を点検する。 ②ボルトの緩みの有無を点検する。 ③ケーシング等に接触していないことを確認する。	1 Y 1 Y 1 Y
2 機能点検	①手動開閉装置の操作による排煙口及び可動垂れ壁の作動状況の良否を確認する。 ②連動制御器の作動指令(煙感知器の作動等)により, 排煙口及び可動垂れ壁が正常に作動することを確認する。 ③連動制御器又は手動開閉装置の作動確認表示窓の表示状況を確認する。 ④排煙口及び可動垂れ壁を作動させた後, 復帰が円滑に行えることを確認する。	1 Y 1 Y 1 Y 1 Y
3 総合点検	①自動又は手動起動装置の操作により, 排煙口及び可動垂れ壁の作動, 排煙機の連動起動が適切に行われることを確認する。 ②排煙機を起動させ, 次について確認する。 ・異常音, 異常振動の有無 ・電圧, 電流値 ・風量 ・回転方向 ・排煙口の開放状況 ③予備電源により, 正常に運転できることを確認する。 ④排煙機の起動と連動し, 空調機, 送風機等の停止制御を行っている場合は, 所定の連動動作が適切に行われていることを確認する。 ⑤中央管理室において監視制御している場合, 正常に動作しているかを確認する。 ⑥次の絶縁抵抗を測定し, その良否を確認する。 ・電源回路と大地間 ・端末器回路と大地間(1回線当り) ・感知器回路と大地間(1回線当り)	1 Y 1 Y 1 Y 1 Y 1 Y 1 Y 1 Y
(C) 特殊な構造の排煙設備		
1 外観点検		
a 排煙口・給気口	①器具のがたつき, 緩み等の有無を点検する。 ②著しい変形, 損傷, さび及び腐食の有無を点検する。 ③周囲に動作の支障となるものがないことを確認する。	1 Y 1 Y 1 Y
b 手動開放装置	①器具のがたつき, 緩み等の有無を点検する。	1 Y

	②著しい変形、損傷及び腐食の有無を点検する。	1 Y
	③手動開放装置を示す表示の有無及びその破損等の有無を確認する。	1 Y
	④排煙口を動作させるワイヤー、ケーブル等の伝達部に著しい変形、損傷及び腐食、煙感知器による誤作動が無いことを確認する。	1 Y
	⑤電気式の場合は、通電表示等が点灯していることを確認する。	1 Y
	⑥周囲に動作の支障となるものがないことを確認する。	1 Y
c 連動制御器	(A)「防火戸・防火シャッター」の当該事項による。	
d 感知器	(A)「防火戸・防火シャッター」の当該事項による。	
e ダクト (給気風道)	「ダクト」の当該事項による。	
f 給気送風機	「排煙機」の当該事項による。	
2 機能点検	①手動開閉装置の操作による排煙口又は給気口の作動状況の良否を確認する。	1 Y
	②連動制御器(煙感知器の作動等)の作動指令により、排煙口が正常に作動することを確認する。	1 Y
	③連動制御器又は手動開閉装置の作動確認表示窓の表示状況を確認する。	1 Y
	④排煙口を作動させた後、復帰が円滑に行えることを確認する。	1 Y
3 総合点検	①自動又は手動起動装置の操作により、排煙口又は給気口の作動、給気送風機の連動起動が適切に行われることを確認する。	1 Y
	②給気送風機を起動させ、次について確認する。 ・異常音、異常振動の有無 ・電圧、電流値(予備電源の場合は予備電源による) ・風量 ・回転方向	1 Y
	③予備電源により、正常に運転できることを確認する。	1 Y
	④排煙機の起動と連動し、空調機、送風機等の停止制御を行っている場合は、所定の連動動作が適切に行われることを確認する。	1 Y
	⑤中央管理室において監視制御している場合は、正常に動作しているかを確認する。	1 Y
	⑥次の絶縁抵抗を測定し、その良否を確認する。 ・電源回路と大地間 ・端末器回路と大地間(1回線当り) ・感知器回路と大地間(1回線当り)	1 Y
(D)加圧防排煙設備		
1 外観点検		
a 機材共通	(C)「特殊な構造の排煙設備」による。ただし、e.「ダクト」(給気風道)に、排煙風道を加える。	1 Y
b 空気逃し口・圧	①器具のがたつき、緩み等の有無を点検する。	1 Y

力調整装置	②著しい変形, 損傷, さび及び腐食の有無を確認し防火区画の有効性を点検する。	1 Y
	③周囲に動作等の支障となるものがないことを確認する。	1 Y
	④空気逃し口が給気口と連動して正常に作動することを確認する。	1 Y
	⑤圧力調整装置が扉と連動して正常に作動することを確認する。	1 Y
2 機能点検	(C)「特殊な構造の排煙設備」による。	1 Y
3 総合点検	①(C)「特殊な構造の排煙設備」による。	1 Y
	② 給気送風機稼働時に, 給気口の開放状況を確認する。	1 Y
(E)予備電源 (直結エンジン)		
1 外観点検・機能点検		
a 設置の状況	①本体の取付状況, 基礎ボルトの腐食等の有無を確認する。	1 Y
	②適正な換気が行われているかを確認する。	1 Y
b 燃料・潤滑油・冷却水	燃料, 冷却水及び潤滑油が運転に必要な量だけ確保されているかを確認する。	1 Y
c セル始動用蓄電池・電気ケーブル	①蓄電池の電圧及び電解液量(確認できるものに限る)が適正であるかを確認する。	1 Y
	②電気ケーブル接続部に緩み, 腐食等の有無を点検する。	1 Y
d 計器類・ランプ類	①計器類の指示値, ランプ類の点灯状態を確認する。	1 Y
	②計器類, スイッチ類の損傷の有無を点検する。	1 Y
e 吸気部・排気管	変形, 損傷, き裂等の有無を点検する。	1 Y
f Vベルト	損傷, き裂の有無点検及びたわみの状態を確認する。	1 Y
g 接地線	接地端子部の緩み, 著しい腐食の有無を点検する。	1 Y
h 絶縁抵抗	回路別に絶縁抵抗を測定し, その良否を確認する。	1 Y
i エンジンの始動・停止	①エンジンが正常に始動, 停止することを確認する。	1 Y
	②排煙口と連動して始動することを確認する。	1 Y
	③運転中, 異常な振動, 音の有無を確認する。	1 Y

表7 その他の避難設備等

作業項目	作業内容	周期
1 避難施設等		
a バルコニー・防護柵等	著しい錆又は腐食の有無を点検する。	1 Y
b 避難器具	操作性の確保について点検する。	1 Y
2 特別避難階段付室の外気に向かって開くことが出来る窓	①作動状況を点検する。	1 Y
	②附室の窓が外気に向かって開閉することを点検する。	1 Y
3 階段	①仕上げ・構造体手すり等の各部の劣化損傷の有無を確認する。	1 Y
	②屋外階段の開放性の確認をする。	1 Y
4 廊下, 出入口, 避難上有効なバルコニー, 階段, 特	避難上障害となる廊下, 出入口, 避難上有効なバルコニー, 階段に物品等の放置がないことを確認する。	1 Y

別避難階段の物品等の放置等		
5 非常用エレベーター乗降ロビー	①作動状況を点検する。	1 Y
	②乗降ロビーの外気に向かって開くことが出来る窓の開閉を点検する。	1 Y
6 非常用進入口等	維持保全状況を確認する。	1 Y

内訳書

1. 消火設備

区 分	分類等	数 量	単 位
消火器	粉末消火器（加圧式）	8	本

2. 警報設備

区 分	分類等	数 量	単 位
自動火災報知設備	受信機P型1級19回線以下	1	面
	差動式スポット型感知器	16	個
	定温式スポット型感知器	8	個
	煙感知器	10	個
	P型発信機 1・2級	3	個
	表示灯	3	灯
	音響装置	4	個
非常用警報設備 (放送設備含)	操作部 電源部	1	組
	増幅器操作部（単独）200W以下	1	台
	スピーカー回線	1	個
	音量調整器	1	個
	起動装置 押しボタン	1	個
	常用電源	1	組
	非常電源	1	組

3. 避難設備

区 分	分類等	数 量	単 位
誘導灯・誘導標識	誘導灯	16	灯

4. 非常照明・排煙装置（建築基準法）

区 分	分類等	数 量	単 位
排煙設備（防火戸・ 防火ダンパー等含む）	防火戸・ドア式S型	1	枚
	煙感知器	2	個